

説 明 資 料

（ 法 人 税 関 係 ）

目

次

1 . あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)	1
2 . 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて	3
3 . 公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)(抄)	4
4 . 非営利法人及び普通法人の性格等	5
5 . 公益活動等に対する寄附金	6
6 . 認定NPO法人の要件(概要)	7
7 . 中小企業向けの主な税制措置(法人税関係)	8
8 . 「研究開発減税・投資減税の集中」に関する考え方(抄)	10
9 . 同族会社の留保金課税制度の概要	11
10 . 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等	12
11 . 平成14年度の税制改正に関する答申(抄)	13

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成 10 年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

② 政策税制の集中・重点化 ―明確な国家戦略を前提とした重点的な措置―

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

< 補 論 >

法人税関係

○ 法人の性格と法人税のあり方

2. 他方、近年急速に進展する企業活動のグローバル化や金融・投資活動の多様化を踏まえると、法人の性格や法人税のあり方に関しては、新しい問題が生じている。すなわち私法上の「法人」に加えて、多様な事業体の設立目的や法的位置付け、更にはその規模、存続期間等の経済実態をどのように捉え、個人段階の課税との関連に配慮しつつ法人税の課税対象や課税方式を考えるかという新たな課題に取り組む必要がある。

具体的な検討課題は以下の通り。

- (1) 外国のパートナーシップ等、私法上の「法人」ではないが実態的には「法人」と同じような事業や投資を行う多様な事業体があるが国で活動するようになっている。また、このような事業体の中には、特定の投資や事業が終了すれば清算するといった、これまで「継続企業」(ゴーイング・コンサーン)として想定された典型的な法人企業と異なる「法人」や事業体が出現してきている。現行の法人税は、基本的に私法上の「法人」を課税対象としているが、このような新たな状況を踏まえ、「法人」と同様にグローバルな活動を行っている多様な事業体に対し適正な課税を確保する観点から、法人税の課税対象や課税方式を検討していく必要がある。
- (2) 一方で、私法上の「法人」ではあっても、実態として個人事業者と変わらない「法人」について、法人税の課税対象とするかどうかという問題もある。諸外国の例を見ると、

ドイツでは、合名会社、合資会社に対して法人課税ではなく個人課税であり、アメリカでも、一定の小規模法人については、個人課税を選択できる制度となっている。また、わが国の場合、特に中小法人の中で多年にわたって赤字のまま存続している法人が少なくなく、恒常的に赤字法人割合も高いため、税制上何らかの対応が必要ではないかと考えられる。このため、諸外国の制度も踏まえて、法人税の課税対象や課税方式を検討していく必要がある。

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
閣 議 決 定

- 1 . 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人(民法第 34 条の規定により設立された法人) について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度(N P O、中間法人、公益信託、税制等) を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
- 2 . 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱(仮称)」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理) 一抄一

〔平成14年 8 月 2 日〕
〔内閣官房行革推進事務局〕

1 公益法人制度の抜本的改革の必要性

- (1) 我が国の公益法人(民法第34条の規定により設立される社団法人及び財団法人をいう。以下同じ。)制度は明治29年の民法制定以来100余年にわたる歴史を有しているが、この間、制度の抜本的な見直しは行われてこなかった。その一方で学校法人等の特別法に基づく公益を担う法人制度が多数創設されてきている。

また最近では、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)が制定され、比較的広い分野で活発に活動を展開しつつある。さらに、非営利非公益法人制度が存在しなかった民法の問題点を補って中間法人法が整備された。しかし、制度論としてはかえって複雑になったとの指摘もある。

- (3) 営利法人の基本法である商法が、コーポレートガバナンス(企業統治)の観点から、近年数次にわたる大幅な見直しが行われていること、NPO法及び中間法人法の国会審議の際の附帯決議において、公益法人制度の見直しについても言及されていることも踏まえれば、いまや公益法人制度そのものについて関連制度も含めて抜本的かつ体系的な見直しを行い、真に時代の要請にこたえ得る非営利法人制度の基本的制度として再構築することが必要である。
- (4) この場合、現行のNPO法は民法の特別法としても独特の存在であるので、新たな基本的制度の中に発展的に解消される可能性が高いと考えられる。

非 営 利 法 人 及 び 普 通 法 人 の 性 格 等

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人	協 同 組 合 等	人格のない社団等	中 間 法 人	普 通 法 人
性 格	祭祀、宗教、慈善、 学術、技芸、社会福 祉その他公益に関す る事業を行うことを 目的とするもの	特定の活動を行うこ とにより、不特定か つ多数のものの利益 の増進に寄与するこ とを目的とするもの	中小企業者等が相互 扶助の理念により共 同仕入等の事業を行 うことを目的とする もの（営利の禁止）	法人格を有しないも の（基本的に営利を 目的としない）	社員に共通する利益 を図ることを目的と し、営利を目的とし ないもの	営利を目的として設 立されたもの
具 体 例	社団法人、財団法人 宗教法人、学校法人 社会福祉法人	ボランティア団体	農業協同組合、消費 者生活協同組合、信 用金庫、信用組合等	同窓会、P T A等	業界団体、互助会等	株式会社、有限会社 合名会社、合資会社
設 立	許可	認証	認可	なし	準則	準則
監 督	いつでも職権により 立入検査できる	法令等違反の疑いが ある場合に限り検査 できる	法令等違反の疑いが ある場合に限り検査 できる	なし	原則として公の監督 を受けない	原則として公の監督 を受けない
残 余 財 産 の 帰 属	国・地方公共団体、 類似の公益法人	国・地方公共団体、 類似の公益法人	組合員	構成員	社員に帰属すること も可能	株主等
課 税 対 象	収益事業による所得	収益事業による所得 （収益事業以外に係る利子は課税）	すべての所得 （事業分量配当の損金算入措置有り）	収益事業による所得 （収益事業以外に係る利子は課税）	すべての所得	すべての所得
法 人 税 率	2 2 %	3 0 % （所得800万円以下22%）	2 2 %	3 0 % （所得800万円以下22%）	3 0 % （所得800万円以下22%）	3 0 % （所得800万円以下22%）

公益活動等に対する寄附金

寄附の区分 寄附をした者の税制上の取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔・国公立学校 ・国公立図書館 など〕	指 定 寄 附 金 〔・国宝の修復 ・学校の建設、教育研究費用 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術 の試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔特定非営利活動を行う法人 (NPO法人)のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの〕
所 得 税	「寄附金() - 1万円」を所得 から控除 所得金額の25%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1 / 2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の
もので(所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%)×1/2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されません。

認定 N P O 法人の要件（概要）

事業・組織等に関する基本事項

- 適切な情報公開（収入源に関する事項、取引に関する事項、寄附金の募集に関する事項、報酬・給与に関する事項 等）
- 事業内容の適正性（宗教活動・政治活動を行わないこと、役員・社員・従業員・寄付者等の特定の者に特別な利益を与えないこと 等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちにその親族等が占める割合が一定以下であること 等）
- 相当な業績の持続可能性
- 法令等に違反する事実、不正の行為の事実がないこと

広く一般からの支援を受けているか

- 多くの者から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること
寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費 / 寄附金、助成金、会費、事業収入等 $\geq 1/3$

広く一般を対象とした活動を行っているか

- 特定非営利活動が複数の市区町村で行われているなど、事業活動や受益者が広範にわたっていること
- 会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等

その他国税で支援する対象としてふさわしい活動か

- 特定の物や特定の者に着目した活動でないこと
- 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動でないこと 等

中小企業向けの主な税制措置（法人税関係）

- 中小法人に対する軽減税率
[中小法人の所得金額のうち年 8 百万円以下の金額は22%の税率]
- 中小企業技術基盤強化税制
[中小企業者等が支出する試験研究費の10%相当額を税額控除]
- エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（中小エネ革税制関係）
[中小企業者等が、中小企業者等用のエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除]
- 中小企業等基盤強化税制
[特定中小企業者等が、事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除。ただし、中小企業等関係立法に係る措置については、資本金 3,000万円超の法人は30%の特別償却のみ。]
- 事業化設備等の税額控除又は特別償却
[特別中小企業者等が、事業化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（リース資産についても7%の税額控除あり）]
- 中小企業投資促進税制
[中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除。ただし、資本金 3,000万円超の法人については、30%の特別償却のみ。（リース資産についても7%の税額控除あり）]
- 特定電気通信設備等の特別償却（不正アクセス防御設備関係）
[中小企業者等が不正アクセス防御設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%の特別償却]
- 商業施設等の特別償却（中小小売商業振興法関係）
[中小小売商業者等が、商業施設等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の8%（商業基盤施設は12%）の特別償却]

- 中小企業者等の機械の特別償却
 [中小企業者等が機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の11%の特別償却]
- 経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却
 [中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員である法人が有する機械等につき、5年間27%の割増償却]
- 中小企業等の貸倒引当金の特例
 [中小企業の貸倒引当金については、売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額の合計額に一定の割合（法定繰入率）を乗じて計算した金額]
- 交際費等の損金不算入の特例
 [交際費等の額は損金の額に算入しない。ただし、資本又は出資の金額が5千万円以下の中小企業については、①交際費等の額のうち4百万円に達するまでの金額の20%に相当する金額と②交際費等の額のうち4百万円を超える部分の金額の合計額]
- 欠損金の繰越期間の特例（特定中小企業者関係）
 [中小ベンチャー法の認定中小企業者等の設立後5年間に生じた欠損金額は、繰越控除期間を7年（本則5年）]
- 欠損金の繰戻しによる還付の不適用
 [平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額は、繰戻し還付制度を適用しない。ただし、①中小企業者の設立後5年以内の事業年度及び②中小企業経営革新支援法の経営革新のための事業を行う中小企業者等の事業年度を除く。]
- 中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の特例
 - (1) 次の事業年度については、留保金課税を適用しない。
 - ① 新事業創出促進法の中小企業者の設立後10年以内の事業年度
 - ② 新事業創出促進法の認定事業者の認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度
 - ③ 中小ベンチャー法の中小企業者の試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超える事業年度
 - (2) 中小法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する事業年度については、同族会社の留保金課税の税額を5%軽減

「研究開発減税・投資減税の集中」に関する考え方（抄）

研究開発減税・投資減税の基本的枠組み（別紙）

平成 14 年 10 月 17 日
税制調査会会長談話

1．研究開発税制

現下の状況を踏まえ、我が国においても、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を新たに導入する必要がある。その際、以下の点を踏まえた制度設計を行うこととする。

研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定する。

研究開発はあらゆる分野で行われるものであることから、支援対象を特定の業種に限定せず、海外への委託研究を含め研究開発全般に適用する。

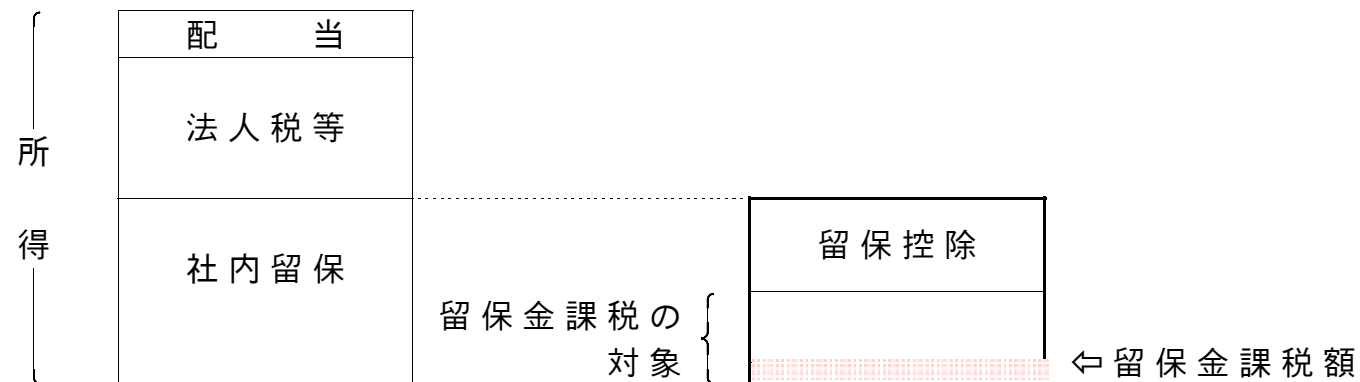
基礎的、創造的な研究活動を支援するとともに、大学・研究機関の専門知識の活用を促進する観点から、産学官連携の共同研究、委託研究に対し、高い税額控除率を設定する。また、経営基盤の弱い中小企業の研究開発活動を支援する観点から、同じように一定の配慮を行う。

研究開発の促進は 21 世紀の我が国を支える産業・技術の創出につながることから、本制度の基幹的部分は期限を区切らない措置とする。ただし、集中的に政策効果を高める観点から、時限措置として上乗せする部分を設ける。

同族会社の留保金課税制度の概要

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除}] \times \text{税率}$$

- (1) 留保控除額
- 所得基準額…所得等の金額 × 35%
 - 定額基準額…年 1,500万円
 - 積立金基準額…期末資本金の25%相当額 - 利益積立金
- 最も多い金額
- (2) 税率
- 年 3,000万円以下の部分…10%
 - 年 1億円以下の部分…15%
 - 年 1億円超の部分…20%



〔制度の趣旨〕 間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態と個人形態による税負担の差を調整しようというものである。

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等

1. 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用

[制度の概要]

中小・ベンチャー企業を支援する観点から、次の法人については、同族会社の留保金課税を適用しない。

- (1) 設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社
- (2) 新事業創出促進法の認定事業者（主務大臣の認定を受けた計画に係る新事業分野開拓を実施する者。）（注）中小企業者に限らず適用される。
- (3) 中小ベンチャー法の中小企業者のうち前年度の試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるもの

○ 適用期間（平成12年4月1日～平成16年3月31日）

2. 中小法人に対する留保金課税の軽減

[制度の概要]

中小法人（資本金1億円以下の法人）の課税留保金額に対する税額について、その5%相当額を軽減する。

○ 適用期間（平成14年4月1日～平成16年3月31日）

平成 14 年度の税制改正に関する答申(抄)

平成 13 年 12 月
税 制 調 査 会

二 平成 14 年度税制改正

2. 法人課税

(4) その他

同族会社の留保金課税制度については、昨今の中小企業の厳しい経営環境の下、内部留保の充実を図る観点から、制度を廃止すべきではないかといった意見がある。本制度は、同族会社に対して通常の法人税のほか、一定額を超える内部留保に対して追加的な課税を行うものである。それは、間接的に配当支出の誘引としての機能を果たしつつ、法人形態と個人形態における税負担の差を調整しようとする狙いを有している。現行の法人税と個人所得課税の基本的仕組みを前提とする以上、今後とも必要な制度である。